

令和7・8年度

建設工事等請負資格者名簿

(市内業者分)

第14版〔令和8年8月1日現在〕

釜石市

目 次

土 木 工 事	・ ・ ・ ・ ・	1
建 築 工 事	・ ・ ・ ・ ・	5
電 気 工 事	・ ・ ・ ・ ・	8
管 工 事	・ ・ ・ ・ ・	1 0
舗 装 工 事	・ ・ ・ ・ ・	1 3
法 面 工 事	・ ・ ・ ・ ・	1 5
造 園 工 事	・ ・ ・ ・ ・	1 6
水 道 工 事	・ ・ ・ ・ ・	1 7
そ の 他	・ ・ ・ ・ ・	2 0
海中土木 (参考)	・ ・ ・ ・ ・	2 2
測 量 設 計	・ ・ ・ ・ ・	2 3

■市営建設工事 等級別発注金額基準（設計額・税込）

区分	土 木 工 事	建 築 工 事
A級	30,000千円以上	40,000千円以上
B級	15,000千円以上 30,000千円未満	15,000千円以上 40,000千円未満
C級	3,000千円以上 15,000千円未満	15,000千円未満
D級	3,000千円未満	

区分	水 道 工 事	管 工 事
A級	15,000千円以上	15,000千円以上
B級	5,000千円以上 15,000千円未満	3,000千円以上 15,000千円未満
C級	5,000千円未満	3,000千円未満

区分	電 気 工 事	舗 装 工 事
A級	15,000千円以上	7,000千円以上
B級	15,000千円未満	7,000千円未満

※ 釜石市工事指名選考委員会に係る提案基準額〔平成25年10月改正〕

（１）工事案件については、原則的に150,000千円以上とする。ただし、以下のような案件については10,000千円以上とする。

- ・選定業者に市外業者や設計額に対応する等級以外の市内業者が含まれる場合
- ・等級でなく資格等により業者を選定する場合
- ・特別な理由により、特定の者と随意契約を結ぶ場合

（２）建設関連業務委託については、10,000千円以上とする。

[名簿中の略号] (株)：株式会社、(有)：有限会社、(名)：合名会社、(資)：合資会社、上：給水装置工事主任技術者常置業者、
下：排水設備責任技術者常置業者